

# 大阪市立晴明丘小学校 PTA 規約

令和3年12月改正

## 第一章 名 称および所在地

第一 条 本会は大阪市立晴明丘小学校 PTA と称し、所在地を大阪府大阪市阿倍野区晴明通 10-34、大阪市立晴明丘小学校内に置く。

## 第二章 目 的

第二 条 本会の目的は次の通りである。

- (1)会員の主体的なボランティアを基盤にして次の任務を遂行する。
- (2)学校の教育環境の充実を図り、民主的な学校教育の振興に協力する。
- (3)家庭・学校・地域の協力によって児童の健康・安全・福祉を増進する。
- (4)会員及び児童の相互ふれあいを図る。

## 第三章 方 針

第三 条 本会は教育を本旨とする民主的団体であるから、下記の方針に基づいて運営する。

- (1)本会はいかなる営利・宗教・政治も目的としない。
- (2)本会は児童の健康・安全・福祉的に活動する他の公の社会教育関係団体と協力する。
- (3)本会は自主独立のものであって、他のいかなる団体や機関の支配・統制・干渉を受けない。
- (4)本会は学校の教育方針・管理・人事に干渉しない。

## 第四章 会員

第四条 本会の規約を承認して会員になることのできるものは次の通りである。

- (1)学校に在籍する児童の保護者。
- (2)学校に勤務する職員。

第五条 会員は全て会費を納入する義務を有する。

第六条 本会の会員は全て平等の権利と義務を有する。

## 第五章 経 理

第七条 本会の経費は会費事業収入及び任意の寄付金をもって充てる。

第八条 会費は一口につき月額 250 円、口数は 2 口以上とする。兄弟姉妹のある時は下の学年で納入する。

第九条 本会の経理は会計監査委員会の監査を受けてこれを会員に報告する。

第十条 会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。

## 第六章 役員とその選挙

第十二条 本会には次の役員をおく。

- (1)会長 1 名
- (2)副会長 若干名
- (3)書記・事務局 若干名
- (4)会計 1 名

第十三条 役員の任期は 1 年とし総会終了時から翌年の総会の当日までとする。ただし再任は妨げない。

第十四条 役員の選出は下記の通り行う。

(1)下記の6名で構成された推薦委員会によって選考推薦し、総会の承認を得て決定する。

- ① 保護者会員から 3名
- ② 実行委員から 1名
- ③ 職員から 2名

(2)保護者会員からの推薦委員は次の通り選出する。

- ① 学年毎に1名の候補を選出する。
- ② 全学年の候補6名の中から3名の推薦委員を決定する。

(3)実行委員から推薦委員を1名選出する。

(4)職員から推薦委員を2名選出する。

(5)推薦委員の中から、互選によって委員長を1名選出する。

(6)推薦の基準は次の通りである。

- ① PTA活動に理解があり本会目的を遂行できると考えられること。
- ② 地域社会・PTAについて理解していると考えられること。

(7)推薦委員会は、役員選出総会の一週間前に役員候補者を告示しなければならない。

(8)役員選出総会の当日、本人の承諾を得て役員候補者の追加推薦を会員席からすることができる。

## 第七章 役員の任務

第十四条 役員の任務は次の通りである。

(1)会長

- ① 総会・実行委員会・委員総会を招集してこれを司会する。
- ② PTA活動における全ての業務を統括する。
- ③ 外部に対して本会を代表する。
- ④ 役員の承認を得て各委員会の正副委員長を委嘱する。
- ⑤ 各委員会に出席することができる。

(2)副会長

- ① 会長を補佐する。
- ② 会長不在の時は、その職務を代行する。

(3)書記・事務局

- ① 議事等を記録、保管する。
- ② 本会の文書を処理する。
- ③ 事務局として全体事業・各委員会事業の補佐・委嘱する。

(4)会計

- ① 総会の決定した予算に基づいて会計事務を処理する。
- ② 会計帳簿を記し保管する。

## 第八章 総会

第十五条 総会は本会の最高決議機関である。

第十六条 総会は全会員の五分の一以上の出席をもって成立するものとする。ただし、委任状をもってこれに充てることができる。

第十七条 総会の決議は出席者の過半数の賛成多数をもって行う。ただし、委任状および議決権行使書をもってこれに充てることができる。

第十八条 総会は予算総会及び決算総会を開催する。

ただし、実行委員会が必要と認めた場合や会員の五分の一以上の要求があった場合は、会長は臨時に総会を召集することができる。

## 第九章 実行委員会

第十九条 実行委員会は役員・委員長・事務局・校長・教頭によって構成する。

第二十条 実行委員会の任務は次の通りである。

- (1)各委員会によって立案された事業計画を審議検討する。
- (2)各委員会に属さない会務を処理する。
- (3)児童の健康・安全・福祉に関する活動を企画運営する。
- (4)総会・委員総会に関する議案書を作成し、決議事項に従って事務を処理する。
- (5)役員に欠員が生じた場合はその候補者を推薦する。

第二十一条 実行委員会は会長が必要と認めた時期に開催することができる。行事により副委員長を含めた実行委員会を開催する。

## 第十章 委員長・副委員長

第二十二条 委員長は会長が委嘱する。

第二十三条 委員長の任務は次の通りである。

- (1)実行委員会に出席し、実行委員会の運営に携わる。
- (2)委員会を統括し、委員会の円滑な活動に努める。
- (3)委員会の活動計画を実行委員会に提案する。また、実行委員会の審議検討した内容を委員会に報告し、委員会の活動を推進する。

第二十四条 副委員長は会長が委嘱する。

第二十五条 副委員長の任務は次の通りである。

- (1)委員長を補佐し委員会の運営に携わる。
- (2)実行委員会に委員長代理として出席することができる。

第二十六条 正副委員長の任期は1年とし総会終了時から翌年の総会の当日までとする。ただし再任は妨げない。

## 第十一章 委員

第二十七条 委員は会長が委嘱する。

第二十八条 委員の任務は次の通りである。

- (1)会員相互に協力して学校及び学級の教育環境の充実に努める。
- (2)常置委員会のいずれかに所属し、その任務に携わる。

第二十九条 委員の任期は委員総会の当日よりPTA総会までとする。新年度4月に継続して活動する。

## 第十二章 委員総会

第三十条 委員総会は、役員・実行委員・事務局・副委員長・委員・職員によって構成する。

第三十一条 委員総会の任務は次の通りである。

- (1)PTA全体に関わる行事について審議する。
- (2)各委員会の活動内容について検討する。
- (3)各学年の委員及び職員相互の連携を確認する。

第三十二条 委員総会はPTA総会終了後速やかに開催する。総会の開催は年1回とし、会長が必要と認めた場合は臨時に開催する。

## 第十三章 委員会

第三十三条 構成は次の通りである。

- (1)委員長一名、副委員長若干名を会長が委嘱する。
- (2)委員若干名を会長が委嘱する。

第三十四条 本会は次の通りである。

(1)会計監査委員会

- ① 該年度の会計監査にあたる。
- ② 総会において監査報告を行う。

(2)学年交流委員会

- ① 学年内の児童及び保護者の交流活動及び保護者間の意見交換を推進する。

(3)広報委員会

- ①広報誌の発行により PTA 活動についての情報を提供して啓発活動を推進する。

(4)地域委員会

- ① 登下校時の見守リパトロール・児童の安全についての啓発活動を推進する。

(5)成人教育委員会

- ① 成人教育講座を開催し、会員の成人教育活動への理解や関心を高める。
- ② 人権講演会参加

(6)保健給食委員会

- ① 児童・会員の健康生活を高めるように活動を推進する。

(7)体育厚生委員会

- ① 会員の運動への関心を高める活動を推進する。
  - ② PTA スポーツクラブの運営を推進する。
- (8)ベルマーク委員会
- ① ベルマーク収集・整理などを通して教育施設及び PTA 施設の向上に貢献する。
  - ② 地域ベルマーク回収を通して社会貢献に参加する。

## 第十四章 慶弔に關すること

第 三十五条 慶弔に關しては、規約には設けない。PTA 慶弔内規に示す。慶弔内規は PTA 委員総会において学級委員に説明を行う。

## 第十五章 改 正

第 三十六条 この規約は総会によって出席者の過半数の賛成によって改正することができる。

## 付則

- (1)本会の設置日は昭和 47 年 4 月 1 日とする。
- (2)PTA 学級委員選出にあたっては、年度末及び年度当初に配付する文書に詳細を記す。
- (3)PTA における活動は、規約に即して詳細の企画書を活動毎に作成する。
- (4)本会計からの支出により全会員及び児童が「みおつくし親子安全互助会」の資格を得、PTA 活動中の事故傷病については、この保険の範囲の適用を受ける。
- (5)全ての PTA 活動を通してボランティアの精神を高め、この精神が児童に還元されるように努力する。
- (6)本会の活動を円滑に進めるために必要な業務を会長は会員外に委託することができる。
- (7)本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「大阪市立晴明丘小学校 PTA 個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

## 改正履歴

昭和 59 年 5 月改正、昭和 59 年 11 月改正、昭和 63 年 6 月改正、平成 2 年 4 月改正、平成 15 年 4 月改正、平成 16 年 4 月改正、平成 21 年 4 月改正、平成 22 年 4 月改正、平成 23 年 4 月改正、平成 24 年 4 月改正、平成 26 年 4 月改正、平成 27 年 4 月改正、令和 3 年 12 月改正